

マウンテンバイク強化指定選手選考基準

2019年5月8日改定

公益財団法人日本自転車競技連盟

強化指定選手は以下の基準を基にマウンテンバイク小委員会が選考し、選手強化委員会の承認を経て選手強化本部会において総合的に判断して最終決定する。

1 共通基準

- (1) 本連盟に登録された日本国籍を有する競技者。
- (2) 日本代表としてふさわしい言動・態度を備えている者。
- (3) 本連盟強化事業への参加と本連盟強化の方針や指示に従う事を承諾した者。

2 選考基準

毎暦年1月1日から同年12月31日を指定期間とし、下記基準により選考し本連盟所定の書類の提出をもって決定する。

(1) 強化指定選手の選考(14歳以上)

次の成績から優先して選考する。

a : UCI 個人ランキングポイント300位までのうち上位5名まで。

(毎年12月31日現在)

b : 全日本選手権大会および公認国内全国大会成績上位者。

全日本選手権大会における各クラス上位3位まで

Coupe du Japon ランキング各クラス上位3位まで

JOC ジュニアオリンピックカップ各クラス上位3位まで

c : ヘッドコーチ推薦者

クロスカントリー・オリンピック： 男子20名程度、女子10名程度

ダウンヒル： 男子10名程度、女子5名程度

クロスカントリー・マラソン： 男女あわせて5名程度

クロスカントリー・エリミネーター： 男女あわせて5名程度

他種目： 男女あわせて5名程度

* 各競技大会、合宿等の成績により途中指定選手の変更を行うことがある。

(2) 強化指定選手のうち、ヘッドコーチによる推薦がありマウンテンバイク小委員会で認めた者をA指定とする。

推薦基準はクロスカントリーの各カテゴリーUCI ポイント上位1名で、世界選手権、ワールド・カップにおいて優勝者と同一周回にてフィニッシュできる実力をもつ者。

- (3) 毎年、全日本選手権大会および JOC ジュニアオリンピックカップ終了時および年間ナショナルランキング確定時に再構成を行う。
- (4) 指定を辞退する競技者がいた場合等、マウンテンバイク小委員会が必要と認めた場合には、前述の選考基準と同等の成績を有すると判断された競技者を追加推薦する。
- (5) 指定を受けようとする競技者は本連盟所定の個人調査票、誓約書等を提出しなければならない。

3 選考からの除外

以下の選手は選考から解除する。

- (1) 競技活動を辞めたと見なされる者（練習不足で期待された競技力を維持出来ない場合を含む）
- (2) アンチドーピング規定に従わない者
- (3) 本連盟強化活動に対し理由なき不参加や連絡が無い等、強化指定選手として参加態度が不適格と見なされる者
- (4) 本連盟強化の方針や指示に従わない等、チーム行動に対し不適格と見なされる者
- (5) 代表選手として不適格な言動・態度が認められる者
- (6) 提出した誓約書の内容を順守しない者
- (7) 各事業における自己負担金を納入しない者、または未納がある者

以上